

もっと便利に暮らしましょう!!

マイナンバー制度が始まります!!



マイナンバー
広報キャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバー制度の流れ

●平成27年10月
住民票の住所に個人番号を通知

●平成28年1月
マイナンバーの利用開始
個人番号カードの交付開始。
税や社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始される。

●平成29年1月
個人ごとのポータルサイト「マイポータル」の運用開始
マイナンバーを含む自分の情報をいつ誰が、なぜ提供したのか確認できる。
行政機関からのお知らせも受け取ることができる。

●平成29年7月
地方公共団体等も含めた情報連携を開始
情報連携により暮らしがもっと便利になる。

マイナンバーはどんなときに必要なの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きが必要になります。

厚生年金の裁定請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します。

社会保険関係の手続き
勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

毎年6月の児童手当の現況届の際に、市区町村にマイナンバーを提示します。

マイナンバーって何？

マイナンバー（個人番号）とは、赤ちゃんから高齢者まで国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。原則として一生変更されないのが、大切にしてください。

マイナンバー制度で何が変わるの？

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

①住民の利便性の向上
行政手続きが簡略化され、年金や福祉などの申請時に用意しなければならぬ証明書が少なくなります。

②公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、きめ細かい支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。

③行政の効率化
行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。また、災害時に被災者台帳の作成などに活用することで迅速な行政支援が可能になります。

10月から マイナンバー 個人番号を通知します!

住民票を有する全ての国民の住所あてに12桁の個人番号（マイナンバー）が記載された通知カードを簡易書留で郵送します。

通知カードが届いたら？

大切に保管しよう!



通知カードは紙製のカードです。個人番号確認書類として利用できますが、顔写真が掲載されないため、身分証明書としての利用をする場合は、別に運転免許証や旅券などの本人確認書類が必要となります。

また、個人番号カードの交付を受けるときには**返却が必要となります**ので、郵送された通知カードは大切に保管してください。



▲個人番号のほか、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されており、透かしなどの偽造防止技術も施されています。

個人番号カードがほしいときは？

交付申請をしよう!



個人番号カードとは、ICチップが搭載されたプラスチック製のカードです。個人番号カードは、個人番号を証明する書類や、金融機関など本人確認が必要な窓口で公的な**身分証明書**として利用できます。

また、e-Taxを利用するための電子証明書を格納できるほか、印鑑登録証や証明書のコンビニ交付の際にも利用



▲カードの表面に顔写真のほか、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面にマイナンバーが記載されます。

「ご確認ください」
住民票の住所と異なる所にお住まいの場合は、住民登録の異動をお願いします。

きます。ただし、図書館利用サービスはご利用いただけません。

カードの申請は任意です

個人番号カードは、本人が申請した場合に交付される任意のカードです。交付手数料は**初回のみ無料**です。ただし、更新や紛失などによる再交付の場合は有料となります。有効期間は20歳以上の人は交付後10回目（未成年の場合は5回目）の誕生日までです。なお、e-Taxでの確定申告やコンビニ交付などを利用するために必要な電子証明書の有効期限は5回目の誕生日までのため、それまでに更新が必要です。

交付申請は郵送かスマホで

個人番号カードの交付を希望する人は、郵送された通知カードの下に付いている個人番号カード交付申請書により申請を行ってください。必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、同封されている返信用封筒に封入し**郵送で申請**してください。なお、交付申請は**スマートフォン**などでも行えます。



「ご注意ください」

個人番号記載の住民票は窓口でのみ発行が可能です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が施行される平成27年10月5日以降は、希望があればマイナンバー（個人番号）記載の住民票を取得できるようになります。

ただし、当面は窓口のみでの交付に限り、各コンビニや本庁窓口を設置されている「まどうけシステム」ではマイナンバーは記載されませんのでご注意ください。

問合せ 市民生活課
73-8014

